

市・都民税、住宅借入金等特別税額控除、所得税、贈与税、消費税、事業税の申告がはじまります

# 申告準備は お早めに！

申告受付は別表のとおりです。なお、郵送による受付も行っていきます（電話番号は必ずご記入下さい）。

【問い合わせ先】  
市・都民税、住宅借入金等特別税額控除 町田市市民税課（☎724・2114、2115、2117）  
所得税、贈与税、消費税 町田税務署（☎728・7211）  
事業税 八王子都税事務所個人事業税係（☎042・644・1111）

## 市・都民税の申告

市・都民税の申告が必要な方  
平成21年1月1日現在、町田市に住所がある方

次に該当する方は申告の必要がありません。所得税の確定申告をする方、給与所得のみ、または公的年金に係る所得のみの方で、給与の支払

## ○市・都民税申告書本庁舎受付日程

期間	会場	受付時間
2月16日(月)～ 3月16日(月)	市役所本庁舎1階 市民フロア	午前の部 9:00～11:30 午後の部 1:00～4:00

土・日曜日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受付を行います。

## ○住宅借入金等特別税額控除申告書本庁舎受付日程

期間	会場	受付時間
2月2日(月)～ 3月16日(月)	市役所本庁舎1階 市民フロア	午前の部 9:00～11:30 午後の部 1:00～4:00

土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受付を行います。

## ○市・都民税申告書、住宅借入金等特別税額控除申告書の出張受付日程

期日	会場	受付時間
2月19日(木)	小山市民センター ホール	午前の部 9:30～11:00 午後の部 1:00～3:30
2月20日(金)	堺市民センター ホール	
2月24日(火)	南市民センター ホール	
2月27日(金)	忠生市民センター ホール	
3月3日(火)	鶴川市民センター ホール	
3月4日(水)		
3月10日(火)	なるせ駅前市民センター ホール	

当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持っておいで下さい。ご来場の際は、筆記具・印鑑・所得の証明ができるもの・社会保険料等の資料をお持ち下さい。会場には駐車場の用意がありませんので、お車での来場はご遠慮下さい。

## ○確定申告書（所得税・贈与税・個人事業者の消費税）受付日程

期間	会場	受付時間
2月2日(月)～ 3月16日(月)	ぽっぽ町田 (原町田4-10-20)	午前9:00～午後5:00

土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は受付を行います。混雑状況により、早めに締め切ることがあります。また、上記期間中は町田税務署庁舎では申告書作成相談は行っていません。

の課税・非課税証明書等の交付が受けられません。  
**町田税務署から**  
申告書はご自分で書いて早めに提出を！

申告書はe-Taxでの送信、郵送、税務署の時間外受信でも提出できます。  
**個人事業者の皆さんへ**  
課税売上高が1000万円を超えたら課税事業者になります。記帳や書類の保存が大切です。消費税課税事業者届出書を提出して下さい。  
**贈与税の申告**  
平成20年中に個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、その財産の価額の合計額が110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

次のような場合も贈与税の課税対象となる場合があります。  
無償で不動産や株式等の財産の名義を変更した場合、共同で不動産を購入し、購入資金の負担割合に応じた割合で持分の登記を行っている場合、不動産や株式などを取得するために、父母などから資金を借り入れた場合において、その返済が「出せ払い」などのように、実質的に贈与と認められる場合  
**タックスアンサー**  
国税庁ホームページ

## インフルエンザが 流行しています！

手洗い・うがいを徹底し、マスクを着用。また外出を控えましょう。  
十分な睡眠、バランスの良い食事を心がけましょう。  
換気をし、適度な湿度を保ちましょう。

### 【咳エチケット】

咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、顔をそむけましょう。  
使用後のティッシュはすぐにフタ付きのゴミ箱へ。  
咳などの症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めましょう。

## 高齢者へのインフルエンザ 予防接種実施期間を延長します

市内在住の65歳以上の方

60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器に重い障がいのある方も受けられます。  
2008年10月15日から12月28日の間にインフルエンザ予防接種を受けた方は対象外です。  
**期間** 1月19日～3月31日  
**接種回数** 1回のみ  
**会場** 町田市医師会加入の実施医療機関  
町田市コールセンター（☎724・5656）で確認できます。

【咳エチケット】  
咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、顔をそむけましょう。  
使用後のティッシュはすぐにフタ付きのゴミ箱へ。  
咳などの症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めましょう。

【持ち物】本人確認書類（保険証等）  
施設入所者が市外の医療機関で受ける場合の助成制度も延長します。  
接種前に申請が必要です。  
詳細は、電話で健康課（☎725・5422）へ。

## 町田市子どもの居場所づくり 懇談会報告書（案）への 意見を募集します！

市では、「子どもの居場所づくり懇談会」を設置し、放課後や週末等に子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりについて検討しています。  
この度、懇談会の報告書（案）がまとまり、市民の皆さまからのご意見を募集します。

【意見募集期間】  
2月2日(月)から13日(金)まで(必着)

【意見提出方法】  
住所、氏名、電話番号を明記のうえ、「子どもの居場所

**掲載期間** 4月1日号～2010年3月21日号  
**掲載料** 1枠あたり4万円(縦42mm×横73mm)  
**募集枠数** 各号3枠

## 町田市 ホームページ

応募資格 ウェブサイトを有する事業者  
**掲載位置** 町田市ホームページトップページ右側  
**掲載期間** 4月1日～9月30日。ただし、申し込みは1枠1か月単位です。

**掲載料** 1枠(縦50×横130ピクセル) 1か月あたり3万円  
**募集枠数** 8枠

掲載できる広告の制限等があります。応募説明書をお送りしますので、ご希望の方は広報広聴課へお問い合わせ下さい。

づくり懇談会報告書案への意見」と書いて、直接または郵送、FAX、Eメールで、児童青少年課（〒194-0002、森野1-33-10、☎724・2928、mcity350@city.machida.tokyo.jp、☎724・2182）へ。  
電話等での意見には応じられません。  
いただいた意見に対する個別の回答は行いません。  
寄せられたご意見等は個人情報を除き公表する場合があります。

記入いただいた住所、氏名等は今回の意見募集以外の目的には使用しません。

## お詫び

本紙1月21日号9面掲載の「町田税務署からのお知らせ」の記事中、税理士による無料申告相談の問い合わせ先名称に誤りがありました。正しくは「東京税理士会町田支部」です。訂正してお詫びします。